

委員からいただいた主なご意見と対応案

意見 1

P 1 「はじめに」の福岡県西方沖地震に関する記述について、

「大地震発生の可能性は低い~~は来ないであろう~~といわれていた福岡県でも福岡県西方沖地震が発生」という意見と、
「大地震は来ない~~であろう~~といわれていた福岡県で福岡県西方沖地震が発生」という意見をいただきました。

事務局案では、

「大地震発生の可能性は低いといわれていた福岡県でも福岡県西方沖地震が発生」と修正しています。

意見 2

P 1 「はじめに」の本会議の地震防災対策の基本的な考え方について、

「地震防災対策に取り組むことを基本としつつ、他方、国民の安全を確保することは国又は地方公共団体の重要な責務であり、したがってより一層責務を果たすべく、法制度の整備、相談体制の整備・・・議論を行ってきた。」という意見をいただきました。

これを踏まえ、事務局案では、

「国民の安全を確保することは国及び地方公共団体の重要な責務であり、相談体制の整備、専門家の育成等を通じた所有者等が耐震診断や改修を行いやすい環境の整備や、所有者等の負担軽減のための制度の構築、必要な法制度の整備など、所有者等の取り組みをいかに支援すべきか、という考えのもと議論を行ってきた。」と修正しています。

意見 3

P 2 「(1)相談体制等の整備」における情報提供について、

「(財)日本建築防災協会では・・・など建築物の防災対策に関連するさまざまな情報を提供しているが、全国各地の建築関連団体（建築士会・建築士事務所協会・日本建築構造技術者協会など）と連携し、耐震診断、耐震改修を実施する建築士事務所の一覧表に掲載する事務所数を増やすなど、内容の充実が課題となっている。」という意見をいただき

ました。

事務局案では、
関係団体との連携については、P9「相談体制」のところで、「全国の市町村において、関係団体と連携し、耐震診断・改修に関する相談窓口を設置すべきである。」と修正しています。

意見4

P2「(2)費用負担軽減策」における耐震改修の費用について、

「戸建住宅の耐震改修には、丁寧な耐震診断・改修設計に基づいて100万円以下の費用で改修工事を行ったケースも多々あるが、(首都圏では?)1戸あたり200万円程度の費用がかけられてる場合が多く」というご意見をいただきました。

これを踏まえ、事務局案では、
「戸建住宅の耐震改修に要する費用は、住宅の耐震化の状況、工事の内容等により様々であるが、平均的には1戸あたり200万円程度の費用がかかっていることから」と修正しています。

意見5

P4、技術開発について、

「(財)日本建築防災協会や(財)日本建築センター、(財)日本建築総合試験所などにおいて、耐震診断、耐震改修等に関する技術の審査・評価を行っている。また国土交通省・新技術情報提供システム(NETIS)では民間で開発された新技術から低コストで優良なものを選定してインターネット上で公開している。」という意見をいただきました。

これを踏まえ、事務局案では、
「現在、(財)日本建築防災協会などにおいて、耐震診断、耐震改修等に関する技術の審査・評価を行っている。(中略) また、国土交通省の新技術情報提供システム(NETIS)では、民間で開発された新技術をインターネットで公開(住宅・建築物の耐震関係では20件登録)されている。」と修正しています。

意見6

P5「(4)専門家・事業者の育成等に関する現状等課題」について、

「建築の専門家・事業者といっても、必ずしも十分な技術的・制度的な

知識を有しているとはいえ、所有者等の相談ニーズに答えきれていない。住宅・建築物はそれぞれ技術的に固有の地域性と歴史性をもっており、相談ニーズに応えるためには高度な構造技術的判断を伴うことが必要な場合が多く、そのために適切な報酬を準備する制度も検討する必要がある。」という意見をいただきました。

これを踏まえ、事務局案では、
「建築の専門家・事業者といっても、必ずしも十分な技術的・制度的な知識を有しているとはいえ、所有者等の相談ニーズに答えきれていない専門家・事業者が存在する。また、こうした相談業務については適切な社会的評価がされておらず、業務にあたる専門家・事業者も不足しているという現状にある。」と修正しています。

意見7

P6「(6)建築物の敷地、非構造部材等の耐震対策」及びP13「③非構造部材の被害の軽減に関する検討」について、

「建築物の構造上重要でない部分についても、~~居住者のニーズがあるの~~
~~であれば、~~極めて希にしか発生しない大規模の地震によってもできる限り損傷を受けないようにも~~たいという要求に~~応えられるようにする必要
がある。」及び、

「国土交通省は、~~居住者等のニーズに~~応じて、建築物の構造耐力上重要でないもの（柱、梁、耐力壁以外の部分）の被害も軽減するための総合的方策について検討を行うべきである。」という意見をいただきました。

これを踏まえ、事務局案では、P6については、
「建築物の構造上重要でない部分についても、居住者のニーズに応じて、
極めて希にしか発生しない大規模の地震に対してもできる限り損傷を受けないようにするための方策も検討する必要がある。」と修正し、

またP13については、
「福岡県西方沖地震によるマンションの被害の状況を踏まえ、国土交通省は、建築物の構造耐力上重要でないもの（柱、梁、耐力壁以外の部分で、ドア、天井、外壁、庇など）の被害も軽減するための方策について検討を行うべきである。」と修正しています。

意見8

P8「③建築物の耐震化の目標」における目標値について、

「特定建築物について、10年後に耐震化率を8割~~9割~~とすることを提案する。」という意見をいただきました。

事務局としては原案のとおりとしています。耐震化率の推計については、全国の地方公共団体からの調査結果をもとに試算を行いました。この数値は、全国の目標であり、地域によって異なるものと考えます。今後、各地方公共団体で目標を算定する際には、地域の事情も考慮すべき旨を周知したいと考えています。

意見9

P8、「住宅・建築物の耐震化の基本的方向」における、地域での取り組み支援について

「近所と一緒に耐震安全性を高めねば、被災時には一蓮托生になってしまう。また生活の場を共有しているところが部分的に欠けると、それまでの日常的な生活が壊れてしまう。それを防ぐためにはお互いの家を足並みそろえて改善しなければならない。「地域の人たちが生活の場をみんなで守るという考え方が必要」という趣旨を記載すべき。」という意見をいただきました。

これを踏まえ、事務局案では、

「また、個々の住宅の耐震化が進んだとしても、周辺の住宅の耐震化が遅れている場合、地震発生時に、その地域全体が被災してしまうことが考えられる。地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要であり、町内会等で地震防災対策に取り組むことも重要である。」を追加しました。

意見10

P9「①所有者等が安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備」における相談体制について、

「耐震診断を行うなかで、危険性が高い住宅であっても所有者自身の危機感が希薄であるため改修に至らないことが多い。地方公共団体が積極的な施策を講じ、助成制度、税制面での優遇策などのメニューを提示することが必要」という意見をいただきました。

事務局案では、全国の市町村において窓口を設置し、耐震診断・耐震改修に関する一般的な相談に加え、ローン、税制、助成制度等の支援策の説明や専門家・事業者の斡旋や紹介など、総合的な対応を行うことができるようにすべき旨を記載しています。

意見11

P 9 「①所有者等が安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備」における相談体制について、

「全国の市町村において、耐震診断・改修に関する相談窓口を設置すべきである。このため、民間の建築関連公益団体とも積極的に連携することが必要である。」という意見をいただきました。

これを踏まえ、事務局案では、関係団体との連携については、P 9「相談体制」のところで、「全国の市町村において、関係団体と連携し、耐震診断・改修に関する相談窓口を設置すべきである。」と修正しています。

意見12

P 9 「①所有者等が安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備」における情報提供について、

「住宅は、築年数、工法等多様であることを踏まえ、推定される様々な改修方法等の事例集を早急に作成されることを望む」という意見をいただきました。

これを踏まえ、事務局案では、「耐震診断・改修に係る情報提供内容（耐震改修事例集、工事費用、事業者情報、標準契約書、助成制度の一覧等）の一層の充実を図るべきである。」と修正しています。

意見13

P 1 0 「(技術開発)」の耐震技術コンクールについて

「適切な技術の評価や、新耐震技術コンクール等の実施を行うことを検討し、静岡県（2001年度）や兵庫県（2004年度）などの先進的な取り組みを参考にして速やかに実施する。」という意見をいただきました。

耐震技術コンクールは取り組みの一例として紹介しているものであり、事務局案としては、「適切な技術の評価や、耐震技術コンクール等の実施を行うことも考えられる。」を「適切な技術の評価や、耐震技術コンクール等の実施を行うことも必要である。」と修正しています。

意見14

P 1 1 「④建築物の耐震性に関する情報提供」について

「提示の場合も命令の場合も、公表の他に現地建築物に「要耐震改修建築物」である旨の表示を行うこととする制度の導入について記載してはどうか」という意見をいただきました。

これを踏まえ、事務局案としては原案のとおりとし、ご提案については、情報開示の一つの方法として今後検討してまいります。

意見15

P12「(地域での取り組み支援)」について、

「建築協定の目的に耐震促進を明示することを記載してはどうか。」という意見をいただきました。

これを踏まえ、事務局案では、

「町内会等を単位として地震防災対策に取り組むことが重要である。町内会等は災害時において重要な役割を果たすのみならず、平時においても地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なコンクリートブロック塀の改修・撤去等の取り組みを行うことが重要である。こうした取り組みを支援する方法の一つとして、建築協定の活用が考えられる。」と修正しています。

意見16

P12「(4)専門家・事業者の育成・技術向上」について、

「すでに提言(案)にも触れているが、悪徳事業者対策についても広く国民に知らせる方策も講じるべき」という意見をいただきました。

事務局案では、基本的には、相談体制の整備及び充実を図るとともに、相談窓口等での専門家・事業者の斡旋・紹介等を行うことにより、住宅の所有者等が安心して耐震改修を行うことができるような環境整備を行うこととしています。

意見17

P15「①割引制度の拡充」において、

「国土交通省としては、免震技術や制震技術について、住宅性能における耐震等級として適切に評価できる仕組みを検討すべきである。」という意見をいただきました。

事務局案では、上記意見のとおり修正しています。